

石川県電動車いす登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川県（以下「県」という。）が、電動車いすの安全かつ健全な利用、交通事故等の防止、電動車いすの盗難防止並びに盗難に遭い又は遺失した電動車いすの早期発見・回復に資するため、電動車いすの登録等に関する事項を定めて交通の安全と円滑を図り、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動車いす 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子で原動機を用い、道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号）第1条の4で定める基準に該当するものをいう。
- (2) 電動車いす利用者 電動車いすを所有、又は借り受けて使用する者をいう。
- (3) 電動車いす登録事業所 電動車いすの登録に協力する電動車いす（中古車を含む。）の販売又は貸付けを業とする者等（以下「事業所」という。）で、「電動車いす登録協力事業所一覧表」に掲載されているものをいう。

(登録)

第3条 石川県内に居住する電動車いす利用者は、石川県の登録を受けることができる。

2 次に掲げる事項を電動車いす登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 登録（申込）年月日
- (2) 登録番号
- (3) メーカー名
- (4) 車名
- (5) 車体番号
- (6) 車体色
- (7) 事業所
- (8) 申込者の住所、氏名、性別、生年月日及び電話番号

3 登録の有効期間は10年とする。

4 登録に係る手数料は徴収しない。

5 登録に関する事務については、他の機関団体等に委託することができる。

(登録の手続)

第4条 電動車いす利用者は、前条第1項の登録を受けようとするときは、登録申込書を事業所に提出して申込みをするものとする。

2 事業所は、登録の申込みがあったときは、これを受け付けるものとする。

3 事業所は、登録申込書を石川県生活環境部生活安全課（以下「県生活安全課」という。）に送付するものとする。

4 県生活安全課は、登録申込書の内容を確認して、登録簿に登録する。

5 県生活安全課は、登録後に登録票及び登録証を作成して、当該登録をした電動車いす利用者に送付するものとする。

6 電動車いす利用者は、送付された登録票を当該電動車いすに取り付けるとともに、登録

証を保管するものとする。

- 7 登録証の交付を受けた者は、登録事項に変更があったときは、事業所に登録申込書を提出して届け出るものとし、届け出を受けた事業所は、速やかに登録申込書を県生活安全課に提出するものとする。なお、県生活安全課は、速やかに登録簿の事項を変更する。
- 8 登録証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる者が、その旨を事業所に届け出るものとする。
 - (1) 登録に係る電動車いすを廃車、譲渡、又は利用を停止した場合、登録証の交付を受けている者
 - (2) 死亡したときは、同居していた家族、その相続人等
- 9 事業所は、前項の届け出があったときは、速やかに登録申込書を県生活安全課に提出するものとする。なお、県生活安全課は、登録簿から当該電動車いすの登録を抹消するものとする。

(関係機関等との連携)

第5条 県生活安全課は、第1条の目的を達成するために、必要な範囲で登録事項に係る情報を関係機関等と共有するとともに連携して下記の事項にかかる取扱いを行うほか、適切に電動車いすの安全に資する活動を行うこととする。

- (1) 交通安全講習等開催の連絡
- (2) 交通安全、防犯情報に関する情報提供
- (3) 盗難又は遺失で発見された際の対応

(個人情報保護)

第6条 県及び当該職員は、第3条第1項の登録に関して得た情報は、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号)に従って取り扱うものとする。

- 2 県及び当該職員は、本要綱の実施にあたって、登録に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第1条の目的以外の目的に利用してはならない。
- 3 本要綱に関する文書の保存期間は10年とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、事業所、委託された機関団体及び関係機関の職員等について準用する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。